

口腔機能低下症の点数について

2018年診療報酬改定では、口腔機能低下症に対する管理が新設された。口腔機能が診療報酬で評価されたことは、歯科の疾病構造の変化から今後の歯科にとって重要な点である。
今回は、口腔機能低下症に係る診療報酬の算定要件について解説する。また、在宅での取り組みについて、次号に実際の症例を交えて掲載する。

I. 外来患者における口腔機能低下症の算定

1. 病名と診断基準

- (1) 病名：口腔機能低下症
- (2) 診断基準：7つの下位症状（表1参照）のうち、3項目以上該当する場合に口腔機能低下症と診断する。

下位症状	検査項目	区分
①口腔衛生状態不良	舌苔の付着程度	50%以上
②口腔乾燥	口腔粘膜湿度	27未満
	唾液量	2g/2分以下
③咬合力低下	咬合圧検査	プレスケール:200N未満、プレスケールII:500N未満
	残存歯数	残根と動揺度3の歯を除き、20本未満
④舌唇運動機能低下	オーラルディアドコキネシス	Pa/Ta/Ka いずれか1つでも6回/秒未満
⑤低舌圧	舌圧検査	30kPa未満
⑥咀嚼機能低下	咀嚼能力検査	100mg/dL未満
	咀嚼能力スコア法	スコア0, 1, 2
⑦嚥下機能低下	嚥下スクリーニング検査(EAT-10)	3点以上
	自記式質問票(聖隷式嚥下質問紙)	Aの項目が3項目以上該当

表1：口腔機能低下の評価項目

口腔機能低下症の診断には、口腔機能精密検査として、7つの下位症状について検査を行う。「②口腔乾燥」など、2つの方法が示されている場合は、どちらの検査方法を用いても良い。

各検査の詳しい方法やその後の管理については、日本歯科医学会がホームページ上で公開している「口腔機能低下症に関する基本的な考え方(平成30年3月日本歯科医学会)」(以下「基本的な考え方」)を参照して頂きたい。

2. 点数

(1) 歯科疾患管理料(歯管)月1回100点、口腔機能管理加算(口機能)+100点

① 口腔機能低下症の患者に対し、口腔機能の回復又は維持・向上を目的に、口腔機能の評価の結果を踏まえた管理計画を患者などに説明し、医学管理を行った場合、歯管を算定できる。カルテには説明した内容の要点を記載する。

② 管理計画の作成は、基本的な考え方を参考に、これに示されている管理計画書の様式又はこれに準じた内容を記載した様式を用いる(図1参照)。

③ 65歳以上の口腔機能低下症の患者で(65歳未満の場合は脳卒中やパーキンソン病などの全身疾患を有する者)、更に咀嚼能力検査を算定し咀嚼機能低下を認めた者、咬合圧検査を算定し咬合力低下を認めた者又は舌圧検査を算定し低舌圧を認めた者に対して、継続的な指導及び管理をした場合、歯管に口腔機能管理加算(口機能)100点を加算できる。

点数が算定できる3種類の検査のいずれかを実施し、そこで下位症状を確認できないと加算できないため、注意が必要である。

口腔機能管理加算の対象患者：(1)および(2)を満たす者	
(1)	①65歳以上の口腔機能低下症の患者、又は②脳卒中やパーキンソン病などの全身的な疾患を有し、口腔機能低下症である64歳未満の患者
(2)	①咀嚼能力検査を算定し咀嚼機能低下を認めた者、②咬合圧検査を算定して咬合力低下を認めた者、又は③舌圧検査を算定して低舌圧を認めた者のいずれかに該当する者

④ 口機能の算定においては、管理計画の情報を文書で提供し、写しをカルテにて添付する。管理計画は、基本的な考え方を参考にし、これに示されている管理計画書の様式又はこれに準じた内容を記載した様式を用いる(図1参照)。

指導・管理内容は、カルテに記載するか、指導・管理の記録を文書で作成している場合はその記録又は写しをカルテに添付する。この場合も、基本的な考え方に示されている様式又はこれに準じた内容を記載した様式を用い、カルテに記載する場合はこれに準じた内容を記載する(図1参照)。

⑤ 口機能を算定した月は、歯管の文書提供加算10点は算定できない。

(2) 咀嚼能力検査140点、咬合圧検査130点、舌圧検査140点

① 咀嚼能力検査および咬合圧検査は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、地方厚生(支)局長に届出した場合に算定できる。舌圧測定は施設基準の届出は不要である。カルテには、検査結果を記載するか、記録を添付する。

また、歯管を算定して口腔機能管理を行っている患者には、6か月に1回に限り各検査の点数が算定できる。

なお、咀嚼能力検査と咬合圧検査については、どちらかを算定した月から6か月以内は、もう一方の検査を算定できないため注意が必要である。

検査	施設基準	主な測定装置
咀嚼能力検査	ア) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。 イ) 当該保険医療機関内に咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えていること。	グルコセンサーGS-II(ジーシー)
咬合圧検査	ア) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。 イ) 当該保険医療機関内に歯科用咬合力計を備えていること。	デンタルプレスケール又はデンタルプレスケールII(ジーシー)
舌圧検査	-	JMS舌圧測定器(ジェイ・エム・エス)

管理計画書

管理計画書				年	月	日
患者氏名	年齢	性別	男・女			
【全身の状態】						
1	基礎疾患	心疾患・肝炎・糖尿病・高血圧症・脳血管疾患・その他()				
2	服用薬剤	1. なし 2. あり (薬剤名:)				
3	意識レベル	1. 清明 2. 不清明 3. 傾眠				
4	認知機能低下	1. なし 2. あり				
5	肺炎の既往	1. なし 2. あり 3. 繰り返しあり				
6	体重の変化	1. なし 2. あり (か月で Kgの増・減)				
7	体格指数(BMI)	1. 正常範囲内 2. 低体重(やせ) 3. 肥満				
8	食事形態	1. 常食 2. 軟食 3. 刻み食 4. ベースト食 5. その他() 6. 非経口				
9	食思不振	1. なし 2. あり(理由:)				
【口腔機能の状態】						
1	口腔内の衛生状態	舌苔付着程度	% (基準値 50%以上)	1. 正常範囲内	2. 低下	
2	口腔内の乾燥程度	検査結果	(基準値)	1. 正常範囲内	2. 低下	
3	咬む力の程度	検査結果	(基準値)	1. 正常範囲内	2. 低下	
4	口唇の動きの程度	パ発音速度	回/秒 (基準値 6.0回/秒未満)	1. 正常範囲内	2. 低下	
5	舌尖の動きの程度	タ発音速度	回/秒 (基準値 6.0回/秒未満)	1. 正常範囲内	2. 低下	
6	奥舌の動きの程度	カ発音速度	回/秒 (基準値 6.0回/秒未満)	1. 正常範囲内	2. 低下	
7	舌の力の程度	舌圧	kPa (基準値 30kPa未満)	1. 正常範囲内	2. 低下	
8	咀嚼の機能の程度	検査結果	(基準値)	1. 正常範囲内	2. 低下	
9	嚥下の機能の程度	検査結果	(基準値)	1. 正常範囲内	2. 低下	
10	歯・歯肉の状態	ブラーク(なし・あり)	歯肉の炎症(なし・あり)	歯の動揺(なし・あり)		
11	口腔内・義歯の状態					
【口腔機能管理計画】						
1	口腔内の衛生	1. 問題なし 2. 機能維持を目指す 3. 機能向上を目指す				
2	口腔内の乾燥	1. 問題なし 2. 機能維持を目指す 3. 機能向上を目指す				
3	咬む力	1. 問題なし 2. 機能維持を目指す 3. 機能向上を目指す				
4	口唇の動き	1. 問題なし 2. 機能維持を目指す 3. 機能向上を目指す				
5	舌尖の動き	1. 問題なし 2. 機能維持を目指す 3. 機能向上を目指す				
6	奥舌の動き	1. 問題なし 2. 機能維持を目指す 3. 機能向上を目指す				
7	舌の力	1. 問題なし 2. 機能維持を目指す 3. 機能向上を目指す				
8	咀嚼の機能	1. 問題なし 2. 機能維持を目指す 3. 機能向上を目指す				
9	嚥下の機能	1. 問題なし 2. 機能維持を目指す 3. 機能向上を目指す				
【管理方針・目標(ゴール)・治療予定等】						
【再評価の時期・治療期間】						
再評価の時期：約()か月後 ・ 治療期間：()程度						

管理指導記録簿

評価項目	評価	管理日・管理指導記録					
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
全身状態	1 栄養	1 改善 2 維持 3 悪化	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	
	口腔機能の状態	1 口腔衛生	1 改善 2 維持 3 悪化	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)
		2 口腔乾燥	1 改善 2 維持 3 悪化	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)
		3 咬合・義歯	1 改善 2 維持 3 悪化	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)
		4 口唇機能	1 改善 2 維持 3 悪化	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)
		5 舌機能	1 改善 2 維持 3 悪化	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)
		6 咀嚼機能	1 改善 2 維持 3 悪化	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)
7 嚥下機能		1 改善 2 維持 3 悪化	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	評価(1・2・3)	
所見	1 全身状態						
	2 口腔機能						
	3 その他						
管理内容							

図1：管理計画書(上)と管理指導記録簿(下) (「口腔機能低下症に関する基本的な考え方(平成30年3月日本歯科医学会)」より)

II. 在宅患者における口腔機能低下症の算定

1. 病名と診断基準

- (1) 病名：口腔機能低下症
- (2) 診断基準：外来患者と同じく、7つの下位症状（表1参照）のうち、3項目以上該当する場合に口腔機能低下症と診断する。

2. 点数

(1) 歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)月1回 歯援診1の場合320点、歯援診2の場合250点、それ以外の医療機関の場合190点

① 口腔機能低下症の患者に対し、口腔機能の回復又は維持・向上を目的に、口腔機能の評価の結果を踏まえた管理計画を患者などに説明し、医学管理を行った場合、歯在管を算定できる。

カルテには、継続的な管理に当たって必要な事項などを記載するか、管理計画書の写しを添付する。

② 歯管と異なり、口機能100点は加算できない。

③ 咀嚼能力検査、咬合圧検査および舌圧検査は、歯在管と別に算定ができる。各検査の算定要件は外来患者の時と同じである。